

市民税・県民税の申告 および簡易な所得税の相談

2月 9日(水) 3月 15日(火)

国税務課 (TEL 049・262・9011)、川越税務署 (TEL 049・235・9411)

令和3年分(令和4年度)の申告は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力来庁を控え、電子で郵送による申告をご利用ください。
ご不便をおかけしますが、感染症対策にご理解とご協力をお願いします。

受付内容

- ① 市民税・県民税の申告
 - ② 令和3年分(1~12月分)の簡易な所得税の申告相談
- 給与、公的年金等、営業等、農業、不動産などの収入申告、医療費、生命保険料および社会保険料などの控除

受付できない申告

- ・令和2年以前分の所得税の申告
- ・分離課税所得(土地、建物、株式の譲渡所得および配当所得など)
- ・青色申告
- ・住宅借入金等特別控除
- ・ストック・オプション
- ・準確定申告
- ・外国税額控除
- ・給与所得者の特定支出控除
- ・贈与税
- ・相続税に係る生命保険等契約に基づく年金の申告
- ・消費税の申告
- ・国外に居住している親族を扶養親族とする申告
- ・その他高度な判断を要する内容の申告相談

持ち物

- ① 申告者名義の預金口座番号が分かるもの
- ② 収入証明書類(表1)
- ③ 所得控除証明書類(表2)
- ④ 税務署から届いた確定申告書や通知など(ある人のみ)
- ⑤ 本人確認書類(表3)
- ⑥ 利用者識別番号(電子申告「e-tax」を使用するために必要な16桁の番号)が分かる書類(ある人のみ)
- ⑦ 認め印

郵送申告の提出書類

- ① 令和4年度(令和3年1月~12月分)市民税・県民税の申告書
 - ② 収入証明書類(表1)
 - ③ 所得控除証明書類(表2)
 - ④ 本人確認書類の写し(表3)
- 提出先 税務課市民税係
(〒356・8501 ふじみ野市福岡1-1-1)



日時・場所

感染症対策のため、昨年と同様、地区割が細分化されていますのでご注意ください。原則、お住まいの地域ごとに指定された日程でお越しください。
また、毎日、整理券配布による入場制限を行います。
当日は左表の受付で整理券を受け取り、庁舎内に留まらず、指定の時間になりましたら再度受付にお越しください。順次会場へご案内します。
混雑時は待ち時間が長くなる場合がありますが、ご協力をお願いします。
受付時間 午前9時~午後4時

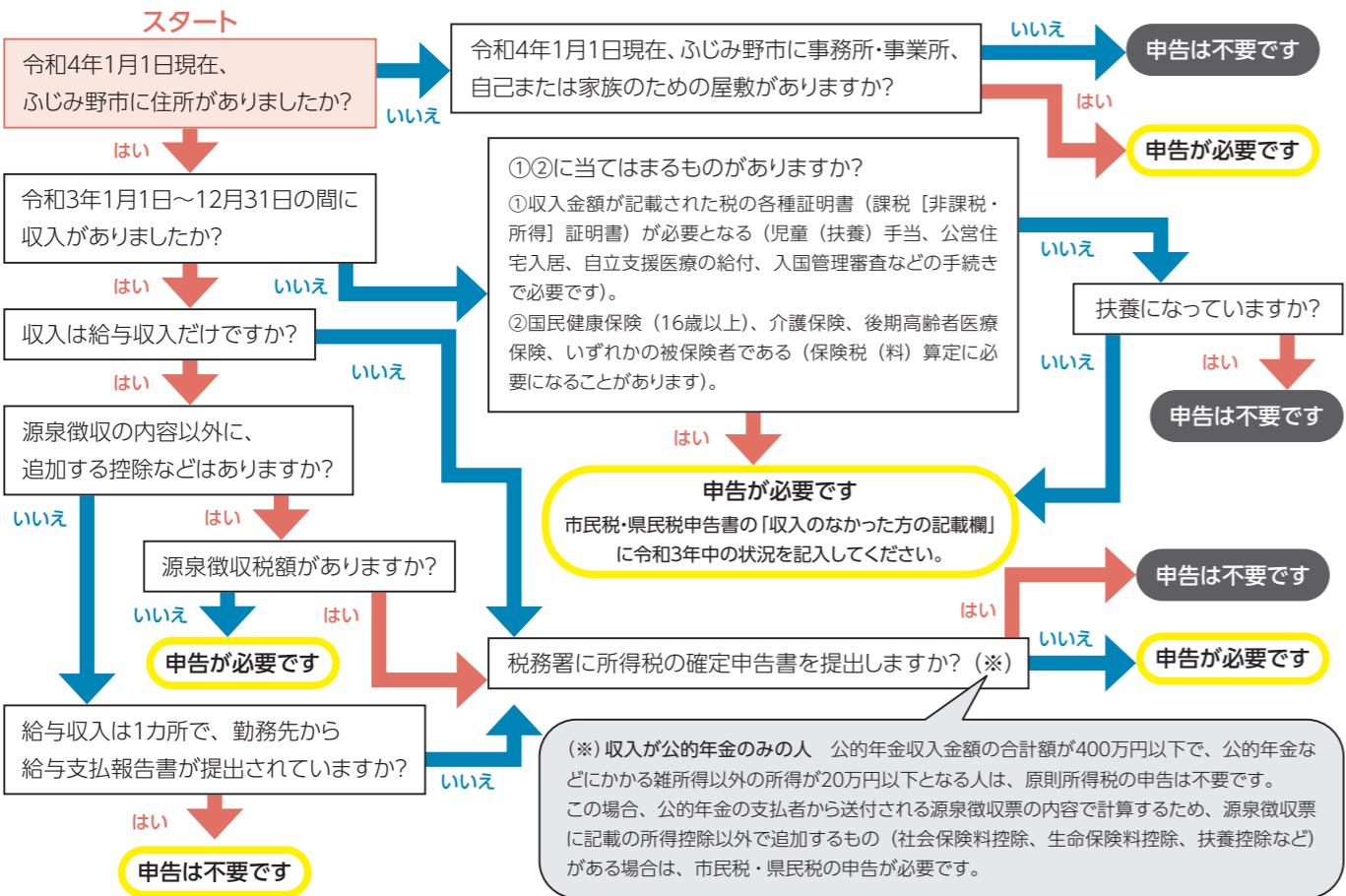
受付	会場	日程	受付地域
ギャラリー(正面玄関左側)	市役所本庁舎1階 A大会議室	9日(水)・10日(木)	上ノ原・上野台・大原・清見・長宮
		14日(月)・15日(火)	川崎・北野・滝・中丸・花ノ木・福岡・元福岡
		16日(水)・17日(木)	上福岡・福岡武蔵野・中ノ島・中福岡
		18日(金)・21日(月)	新田・築地・仲・西原・福岡中央・富士見台・松山・本新田
		22日(火)・24日(木)	池上・霞ヶ丘・駒西・駒林・駒林元町・新駒林・水宮
		25日(金)・28日(月)	西・福岡新田・丸山・南台・谷田
ゆめぼると手前 (大井総合支所2階)	ゆめぼると (大井総合支所2階)	12日(土)	地域指定無し 例年大変混雑します
		2日(水)・3日(木)	旭・亀久保
		4日(金)・7日(月)	鶴ヶ岡・鶴ヶ舞・西鶴ヶ岡・緑ヶ丘
		8日(火)・9日(水)	大井中央・東久保・大井武蔵野・ふじみ野
		10日(木)・11日(金)	市沢・うれし野・苗間
		14日(月)・15日(火)	大井・桜ヶ丘
5日(土)	地域指定無し 例年大変混雑します		

感染症対策(厳守事項)

- ① マスク着用と入場前のアルコール消毒をお願いします。
- ② 会場入口で検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場できません。
- ③ 体調のすぐれない人や同居家族などに同様の症状がある場合は、来庁を控えてください。
- ④ 介助などが必要な人以外の付き添いできません。
- ⑤ 申告会場で感染者が判明した場合、消毒や清掃のために受付を一時中断します。
- ⑥ 会場内は換気のため窓を解放します。防寒対策の上、来庁してください。

川越税務署では、2月1日(火)から公的年金の受給者や給与所得者などの申告相談を行っています。また、所得税の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。申告日の分散にご協力ください。

申告が必要な人フローチャート



〈表1〉収入証明書類(例)

所得の種類	必要な証明書類
給与所得(パート・アルバイトを含む)	源泉徴収票原本 ※給与所得、公的年金等の源泉徴収票は、申告書に記載があれば添付不要です。ただし、市役所などで申告書を作成する場合は、必ずご持参ください。また、源泉徴収票がなく給与明細などの収入が分かるものがある場合、市民税・県民税の申告のみ受け付けます。この場合、所得税の還付申告は受け付けません。
公的年金等所得	記入済みの「収入内訳書」、その計算根拠となる帳簿、領収書
営業等、農業、不動産所得	記入済みの「収支内訳書」、その計算根拠となる帳簿、領収書
雑所得・一時所得	その所得を証明できる書類(通知書・領収書など)

※上場株式などに係る配当所得などは、適用を受けようとする年度の市民税・県民税の納税通知書が送達される時まで(に上場株式などに係る配当所得などに関する記載がある確定申告書などが提出された場合のみ)適用されます。
※令和3年1月~12月に課税対象となる新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金や補填金を受け取った場合、申告で収入として計上されます。補助金の課税・非課税については税務署が補助金の支給元へご確認ください。

〈表3〉本人確認書類(例) ①②両方お持ちください

① 番号確認書類 本人の個人番号を確認できる書類	② 本人確認書類 記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類
<ul style="list-style-type: none"> △ 通知カード(記載事項に変更がない場合のみ可) □ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載があるものに限る) <p>A・Bのうちのいずれか1つ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証、健康保険証、パスポート、障害者手帳、在留カード <p>などのうち1つ</p>

※マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカードのみ。マイナンバーカードを持っていない人は①番号確認書類と②本人確認書類のそれぞれが必要です。

〈表2〉所得控除証明書類(例)

控除の種類	必要な証明書類
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の医療費控除を申告する場合 記入済みの「医療費控除の明細書」 ●スイッチOTC薬控除を申告する場合 ・記入済みの「セルフメディケーション税制の明細書」 ・健康の保持増進や疾病の予防として一定の取り組み(特定健康診断、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診)を行ったことを明らかにする書類
社会保険料控除	支払証明書または領収書(いずれも原本) ※社会保険料控除証明用の参考資料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)の納付額)は、はがきで1月下旬に送付しています。
生命保険料控除 地震保険料控除	控除証明書(原本)
障害者控除	障がいの程度が記載されている手帳など
雑損控除	<ul style="list-style-type: none"> ・記入済みの「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」 ・り災証明書(写しでも可) ・損害を受けた資産の明細(資産の内容・取得時期・取得価額・構造)の分かるもの ・損害に対して支出した金額・受け取った保険金等の金額が分かるもの(昨年に雑損控除を受けている人は昨年の申告書の控え)
寄附金控除	寄附金額を証明する書類